

社党の要綱まとまる

水俣病
対策

漁場転換などに重点

社会党水俣病特別対策委は三日、院内で会合をひらいて党としての二つの特別法案要綱を決めた。

自民党側と協議して、双方の意見の調整をはかったうえ法制局に共同提案することになった。これはさきに打ち出した対策方針にもとずき、行政面で措置できる以外の殆んどを含んでいるといっており、当面する問題として漁場の転換、援護などを強調している。

【水俣病罹病者などの援護特別措置法案】水俣病患者の療養の万全を期し生活安定と自立を自指すの

が目的で、水俣市（周辺）で発生した患者（類似）がその対象。

①患者に対する治療②家族援護③医療施設を整備、治療態勢を拡充する。細部を決めている。

【水俣病防止のための危険海域の禁止と漁獲禁止に伴う損失保護に関する特別措置法案】水俣病の発生を防止し漁民の生活維持が目的。①水質、底質の汚染状況と有毒魚貝類の調査を行なう②調査の結果必要と認められる危険海域は農林大臣がこれを指定する③継続して調査し引き続き指定の必要が

認められなくなった時は解除する④発生経過からみてとくに汚染していると思われる海域は調査を待たずただちに指定できる、など九項目。

▽川村特別対策副委員長の話
二つにまとめるとコンカ、ラがるという見方と細部にわたる意見の相違もあったが、党としての最終案になった。あとは自民党との調整をはかり早急に法案作業に入る段どりだ。（東京支社）